

さいたま市告示第 1 7 2 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル
所 在 地 さいたま市浦和区高砂一丁目 1 0 0 0 番 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合
代 表 者 理事長 染谷 幸一
住 所 さいたま市浦和区高砂二丁目 1 番 1 6 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 9, 5 7 5 m²
(変更後) 1 1, 0 3 9 m²

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数	備 考
店舗地下 2 階 駐車場	1 5 1 台	図面 5 地下 2 階平面図
計	1 5 1 台	

(変更後)

位 置	収容台数	備 考
店舗地下 2 階 駐車場	1 5 1 台	図面 5 地下 2 階平面図
浦和パーキングセンター	2 4 台	図面 2 周辺見取図
計	1 7 5 台	

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数	備 考
店舗地下 2 階 駐車場	4 6 台	図面 3 - 1 建物配置図 及び 1 階平面図 (変更前)
店舗外構 駐輪場②	2 0 台	図面 3 - 1 建物配置図 及び 1 階平面図 (変更前)
店舗地下 1 階 駐輪場③	5 5 6 台	図面 4 - 1 地下 1 階平面図 (変更前)
計	6 2 2 台	

(変更後)

位 置	収容台数	備 考
店舗地下2階 駐車場	46台	図面3-2 建物配置図 及び1階平面図 (変更後)
店舗外構 駐輪場②	20台	図面3-2 建物配置図 及び1階平面図 (変更後)
店舗地下1階 駐輪場③	557台	図面4-2 地下1階平面図 (変更後)
計	623台	

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位 置	利用可能時間帯
店舗地下2階 駐車場	午前6時30分～午後11時30分

(変更後)

位 置	利用可能時間帯
店舗地下2階 駐車場	午前6時30分～午後11時30分
浦和パーキングセンター	午前6時30分～午後11時30分

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区 分	出入口の数	位 置
店舗南側 出入口	1箇所	図面3-1 建物配置図 及び1階平面図 (変更前)
計	1箇所	

(変更後)

区 分	出入口の数	位 置
店舗南側 出入口	1箇所	図面3-2 建物配置図 及び1階平面図 (変更後)
隔地駐車場東側 出入口	1箇所	図面2 周辺見取図
計	1箇所	

(4) 変更の年月日

令和8年7月1日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため。

2 届出年月日

令和7年3月5日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和7年11月14日から令和8年3月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p120919.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 >
令和7年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第6条第1項受理分を除く）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和7年11月14日から令和8年3月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944